「水質汚濁に係る農薬登録保留基準の改正案」の概要

今般、水質汚濁に係る農薬登録保留基準(別添参照)について、次のとおり、基準値及 び試験法の新規設定、改定又は削除を行います。

<基準値及び試験法を新規に設定するもの>

告示上の番号	農薬名	基準値
141	メタアルデヒド	0.5mg∕ I
142	ピラクロニル	0.1mg∕ I
143	ペノキススラム	1 mg/ l

(補足)

いずれも、平成18年8月3日より前に登録の申請がなされた農薬に適用される基準値及び試験法を設定するものです。

<基準値及び試験法を改定するもの>

告示上の番号	農薬名	基準値
38	イミダクロプリド	1 mg/ l
		(現行: 2 mg ∕ Ⅰ)

(補足)

本年6月14日に出された食品安全委員会による食品健康影響評価の結果において、イミダクロプリドの許容一日摂取量(ADI)について、従来基準値の設定根拠としていた値よりも小さな値として評価されたことに伴い基準値を改定するものです。あわせて、試験法についても所要の改定を行います。

<基準値及び試験法を削除するもの>

告示上の番号	農薬名
24	シンメチリン
30	ジメチルビンホス
35	イナベンフィド
86	シノスルフロン
89	テクロフタラム
112	ベンスリド又はSAP
118	ビフェノックス
122	プロパホス
127	アシベンゾラルSメチル
135	ピリダフェンチオン

(補足)

いずれも、農林水産大臣による農薬の登録が失効したことに伴い基準値及び試験法を削除するものです。

農薬の登録制度及び「水質汚濁に係る農薬登録保留基準」について

1. 農薬の登録制度について

農薬は、農薬取締法に基づき農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造、加工又は輸入してはならないとされており、この登録にあたっては、農林水産大臣は、申請者の提出した資料等に基づく登録検査の結果、申請農薬が以下のいずれかに該当する場合はその登録を保留することとなっている(農薬取締法第3条第1項)。

このうち<u>4)から7)までに該当するかどうかの基準(農薬登録保留基準)は環境</u>大臣が定めることとされている(農薬取締法第3条第2項)。

<農薬の登録を保留する場合>(農薬取締法第3条第1項各号の概略)

- 1) 申請書に虚偽の記載があるとき
- 2) 農作物等に害があるとき
- 3) 通常の危険防止対策をとってもなお、人畜に危険を及ぼすおそれがあるとき
- 4) 農作物等への残留が原因となり、人畜に被害が生ずるおそれがあるとき
- 5) 土壌への残留により農作物等が汚染され、それが原因となって人畜に被害が 生ずるおそれがあるとき
- 6) 水産動植物に著しい被害を生ずるおそれがあるとき
- 7) 水質汚濁が原因となり、人畜に被害が生ずるおそれがあるとき
- 8) 名称が不適切であるとき
- 9)薬効が著しく劣るとき
- 10) 公定規格が定められているもので、それに適合しないとき

2. 水質汚濁に係る農薬登録保留基準について

上記の7)に基づく水質汚濁に係る農薬登録保留基準は、平成17年8月に直近の改正が行われ、現行の基準は「農薬が流出し、又は飛散した場合に水質汚濁の観点から予測される公共用水域の水中における濃度が、当該種類の農薬の毒性試験成績等に基づき環境大臣が定める基準に適合しない場合」と定められている。

ただし、平成18年8月3日より前に登録の申請が行われた農薬については、以下の 改正前の基準が引き続き適用されることとなっている。

<水質汚濁に係る農薬登録保留基準>(平成17年8月の改正前の基準)

○ 水田において農薬を使用した場合に、水田水中における農薬の150日間の平

均濃度が、水質汚濁に係る環境基準(健康項目)の10倍を超える場合。

O ただし、水質汚濁に係る環境基準(健康項目)が定められていない場合には、水田水中における農薬の150日間の平均濃度が、当該種類の農薬の毒性試験成績等に基づき環境大臣が定める基準に適合しない場合。